

受講生各位

LEC 東京リーガルマインド
不動産鑑定士事業本部

「2023 こう書け！ 民法」中の誤植の訂正について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

「2023 こう書け！ 民法」におきまして、下記の訂正が発生致しました。深くお詫び申し上げますとともに、お手数をおかけ致しますが、下記を参照の上、訂正の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

2023 こう書け！ 民法		
頁・行	誤	正
24 頁 「あてはめ」 1 行目～2 行目	<u>したがって、Cは未登記であるが、95条4項により保護される。よってAは、Cに対して甲土地の返還請求をすることができない。</u>	<u>したがって、Cは無過失であれば、未登記であっても、95条4項により保護される。よってその場合Aは、Cに対して甲土地の返還請求をすることができない。</u>

今後このような不備が生じないよう、スタッフ一同努力してまいりますので、どうか宜しくお願い申し上げます。

末筆になりますが、受講生の皆様の不動産鑑定士試験合格を、LEC 不動産鑑定士事業本部一同、心よりお祈り申し上げます。

敬具



0 000621 233276

FU23327